

令和3年6月18日時点

# 新型コロナウイルス感染症 岐阜県まん延防止等重点措置区域指定の期間終了に伴う 飛騨市の対応

岐阜県のまん延防止等重点措置区域指定が6月20日で期限を迎えることを踏まえ、県の対応が発表されましたので、市民及び事業者の皆様にお問い合わせをいたします。

**対応期間 6月21日（月）～7月4日（日）**

※ 下線部が変更点です。

## 1. 市民・事業者の皆様へお願い

### (1) 基本的な感染防止対策の徹底継続

- 「三密はもちろん、一密でも徹底的な回避」や、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「体調の管理」をはじめとした**基本的な感染対策の徹底**を継続してお願いします。
- マスクは、飛沫量の吐き出し吸い込み防止効果の高い不織布などのマスク着用をお願いします。
- 人との距離は、できるだけ2m、最低でも1mの確保をお願いします。
- 職場や学校、家族内で**発熱等体調不良時は全ての行動をストップ**し、周りの方の健康状態の確認をお願いします。
- マスク着用時は激しい運動は止め、小まめに水分補給をする、エアコン稼働時でも十分な換気を行うなど、**熱中症予防とコロナ対策の両立**をお願いします。
- 出水期に備え、各自でマスクや消毒液などを準備し、災害時の**避難所生活におけるコロナ対策の備え**を徹底してください。
- 現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。
- **ワクチンを接種されても決して油断せず、基本的な感染対策の徹底**をお願いします。

## (2) 移動・飲食に関する自粛

- 愛知県をはじめ、まん延防止等重点措置区域及び緊急事態措置区域への不要不急の移動回避をお願いします。
- 自宅を含めて、大人数・長時間での飲食の自粛をお願いします。深酒をせず、大声を出さず、マスク飲食の徹底をお願いします。
- 同居家族以外の大人数のバーベキューは、たとえ屋外や自宅の庭等であっても長時間の飲食や深酒を誘引しますので自粛をお願いします。
- カラオケはマスクを着用したまま歌う「マスクカラオケ」の徹底をお願いします。

## (3) 飲食店及び遊興施設等への対応

- 営業時間短縮要請はありません。
- 各職場や店舗等において、業種別ガイドラインの遵守と感染防止対策の徹底をお願いします。
- 6月21日（月）以降、飲食店を対象に「飛騨市感染対策指導員」が巡回し、各店の対策状況の確認やアドバイス等を行います。

# 2. 市の対応

## (1) 小中学校・スポーツ少年団

- 授業・活動については、これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり行います。
- 中学校の部活動については、以下のとおり対応します。
  - 練習は、「県部活動指針」に示す活動時間（休養日は、土日どちらか 1 日を含め週 2 日以上、時間は、平日 2 時間・休日 3 時間程度）を遵守します。
  - 健康状態の確認を徹底し、体調不良者は参加させません。
  - 練習試合や合同練習は、日帰りを基本とし、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置」の対象地域の学校とは実施しません。
- スポーツ少年団等の団体活動については、以下のとおり対応します。
  - 活動は 1 日あたり平日 2 時間以内、土日 3 時間以内とします。
  - 健康状態の確認を徹底し、体調不良者は参加させません。
  - 練習試合や合同練習は、日帰りを基本とし、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置」の対象地域の単位団とは実施しません。

**(2) 保育園・放課後児童クラブ・子育て支援センター・放課後等デイサービス等**

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

**(3) 医療機関、社会福祉施設・老人福祉施設等**

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

**(4) 市有施設等の対応**

- スポーツ施設、文化施設、温浴施設、公民館等の貸館施設は通常どおり運営します。
- 山之村牧場については、7月9日（金）まで休園します。

**(5) イベント・スポーツ大会等**

- イベント等の催事については、以下の要件に沿った開催を要請します。
  - 5千人又は収容定員 50 %以内のいずれか大きい方（上限1万人）